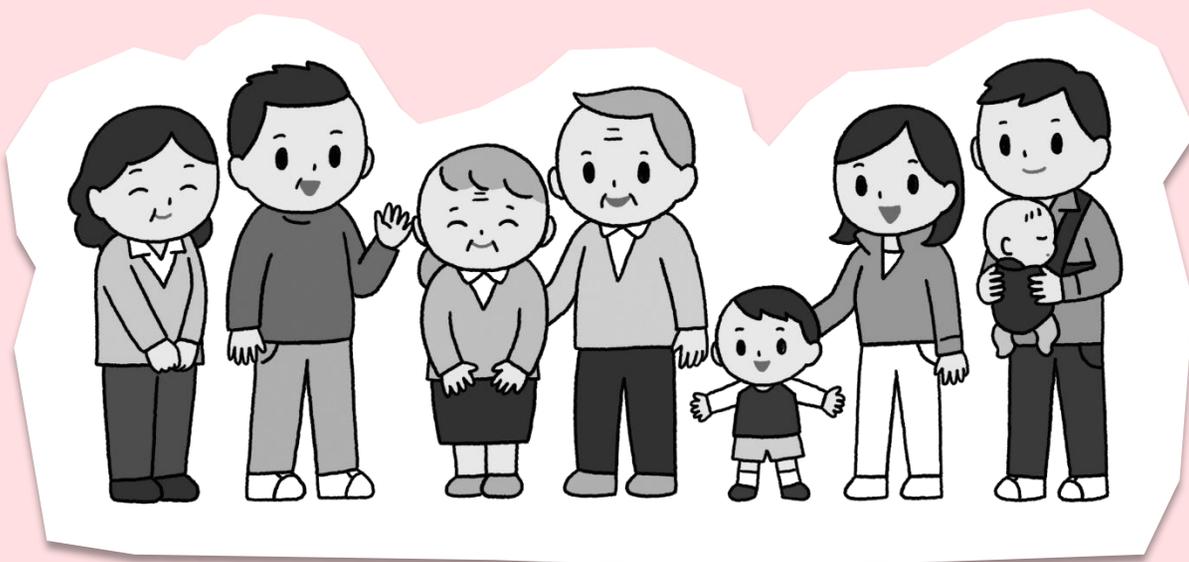


概要版

福生市男女共同参画行動計画 (第6期)

令和3年度(2021年度)～令和8年度(2026年度)

～互いの人権を尊重し合い、それぞれが活躍できる社会づくり～



令和3年(2021年)3月

福生市

男女共同参画社会とは？

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。男女共同参画社会を目指すことは全ての人々が尊重し合い、多様性に富んだ持続可能な社会を実現させるために重要な要素の一つです。

男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」に限らず、年齢、国籍、障害の有無や、性的指向・性自認に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人々が幸福を感じられる社会の実現にもつながるものです。

計画策定の趣旨

福生市（以下「本市」といいます。）においては、平成28年（2016年）に策定した「福生市男女共同参画行動計画（第5期）（以下「第5期行動計画」といいます。）」に基づき各種施策を推進し、あらゆる男女の人権が尊重される社会づくりに努めてきました。一方で、少子高齢化の進行や雇用環境の変化に伴い、市民、団体、事業所、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働して取り組まなければならない新たな課題が生じてきています。

こうした流れを踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢や様々な問題に対応するとともに、福生市がこれまで取り組んできた施策を引き継ぎ、更に推進・発展させるための指針として、「福生市男女共同参画行動計画（第6期）」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

計画の基本理念

男女共同参画社会の実現に向けては、市民一人ひとりが「男女という性別だけでなく、年齢、職業、身体状況、国籍などに関わらず誰もがお互いの人権を認め合う」という人権尊重の意識を持ち、それぞれが自立し、性別にとらわれることなく個人の自由な意思で生き方を選択できる環境づくりが重要です。

本市は、これまで取り組んできた、男女が尊重し合う男女共同参画社会のための施策を更に発展させ、本計画策定に当たっての基本理念を以下のように定めます。

互いの人権を尊重し合い、それぞれが活躍できる社会づくり



計画の位置づけ

- (1) 本計画は、男女共同参画に関する社会的な動向を鑑み、「福生市男女共同参画に関するアンケート調査」（以下「市民意識調査」といいます。）の結果や、「福生市男女共同参画審議会」からの答申を受けて、男女共同参画社会の実現に向けた本市の総合的な施策の指針とするものです。
- (2) 本計画を、以下の法律に基づく各計画として位置付けます。
- ・「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
 - ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
 - ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく市町村推進計画
- (3) 本計画は、「福生市総合計画（第5期）」における分野別計画として位置付けられています。（施策：多様性を認め合う、基本事業：人権の尊重）
- (4) 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」との整合性を図っています。

計画の期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間とします。

令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
第5期計画	福生市男女共同参画行動計画(第6期) 令和3年度(2021年度)～令和8年度(2026年度)					
見直し						見直し
	【国】第5次男女共同参画基本計画					【国】次期計画 (予定)

● 本計画の計画期間について ●

本市では第5期行動計画まで、男女共同参画行動計画の計画期間を5年間とし、国の男女共同参画基本計画の改定と同時期に新たな本市の計画策定を進め、男女共同参画行動計画を策定してきましたが、国の計画策定後に本計画を見直した新たな計画を策定し、国の方針を反映することができるよう、今回の計画は6年間とします。

福生市の現状と課題

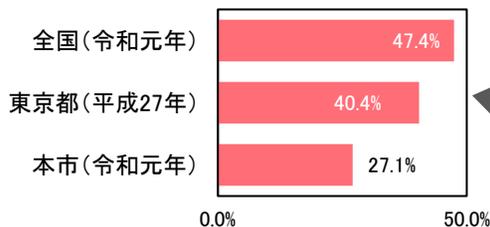
第5期行動計画の現状と課題について、主要課題ごとにまとめました。

主要課題<第1>男女共同参画社会形成への意識づくり

◆男女共同参画に関する意識について

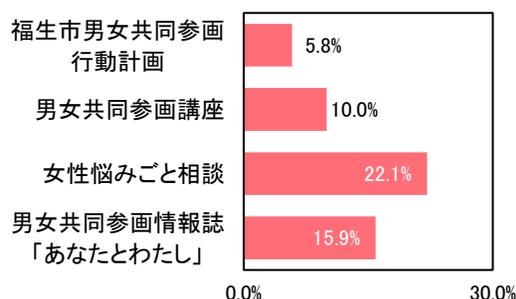
現状

●家庭生活において「男女平等である」と感じる割合



東京都、全国と比較して10ポイント以上低い

●福生市で実施している男女共同参画の取組の認知度



資料：「福生市男女共同参画に関するアンケート調査」(令和元年度)

課題

東京都、全国と比較して男女の平等感が低い項目があったほか、本市で実施している男女共同参画の取組については認知度が低いものも見られたため、市民に向けて情報を効果的に周知する方法について検討し、男女共同参画に関する市民の理解を深める必要があります。



主要課題<第2>ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

◆職業生活における女性の状況について

現状

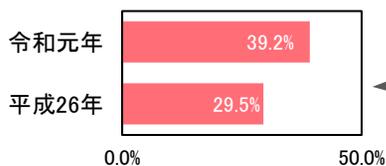
●世帯人員の減少



資料：住民基本台帳人口(各年1月1日現在)

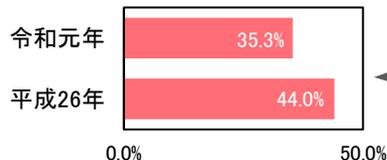
●女性と職業の望ましい関わり方

“結婚して子どもが生まれても職業をもち続ける”



9.7ポイント増加

“職業はずっともつが、子育ての時期には一時やめて家庭に入る”



8.7ポイント減少

資料：「福生市男女共同参画に関するアンケート調査」(平成26年度、令和元年度)

課題

世帯人員の減少、女性の就業に関する意識の変化から、育児・介護のサービスの充実がより重要になることが考えられます。男女がともに希望するワーク・ライフ・バランスをかなえられるよう、支援サービスの充実に加え、市内事業所に向けた働きかけを推進する必要があります。

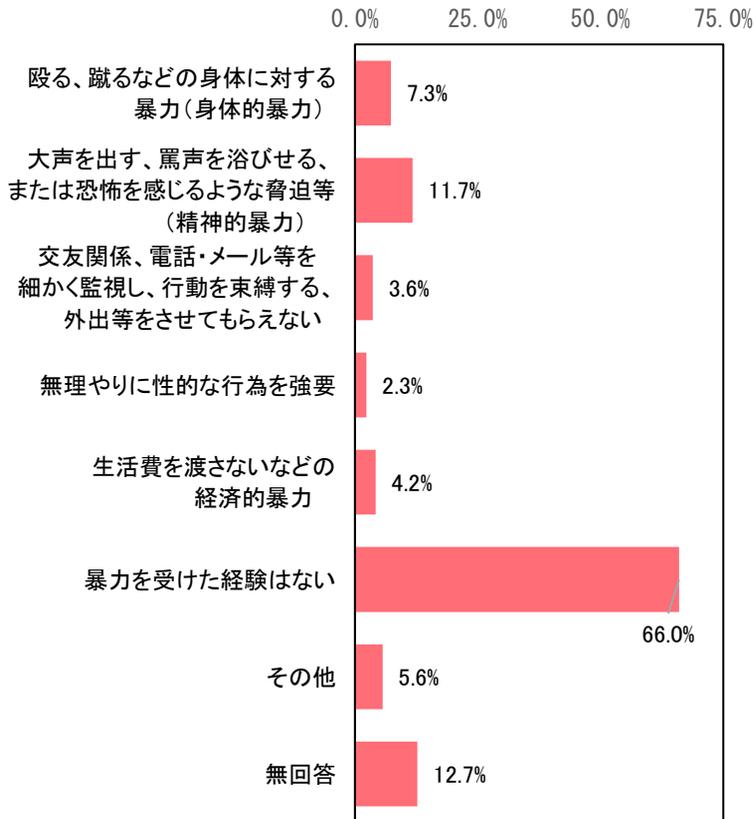


主要課題<第3>あらゆる暴力の根絶

◆男女の人権に関する状況について

現状

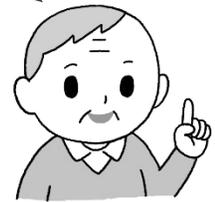
●暴力を受けた経験の有無



資料：「福生市男女共同参画に関するアンケート調査」（令和元年度）

課題

DVの被害経験がある人は一定数みられています。専門の相談機関を利用しやすくすることに加え、身近な相談者となった場合に適切に対応できるよう、市民に対してDVの正しい知識を啓発することが重要です。

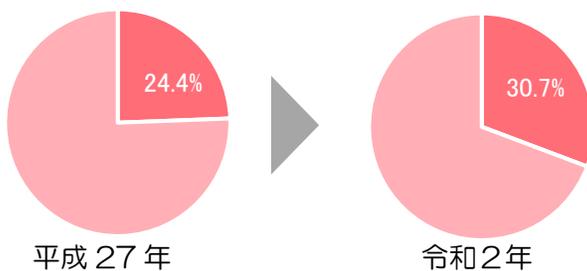


主要課題<第4>あらゆる分野における男女共同参画の推進

◆様々な分野における女性の活躍について

現状

●審議会等における女性委員割合



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日現在）

課題

審議会等における女性参画は高まっており、今後、あらゆる場で更に女性が活躍できるようにするため、女性のエンパワメントに関して周知し、女性自身が積極的に参加しやすい環境を整備することが必要です。



計画の体系

本計画は、4つの主要課題の下に12の施策の方向を設定します。

【基本理念】

【主要課題】

【施策の方向】

互いの人権を尊重し合い、それぞれが活躍できる社会づくり

主要課題<第1>
男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進

1-1 男女平等意識の推進

1-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

1-3 生涯にわたる健康づくりの推進

主要課題<第2>
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

2-1 家庭と仕事の両立支援の推進★

2-2 多様な働き方への支援★

2-3 家庭における男女共同参画の推進★

主要課題<第3>
あらゆる暴力の根絶

3-1 あらゆる暴力に関する未然防止策の推進◎

3-2 被害者を支援する仕組みの強化◎

3-3 虐待、ストーカー、セクハラ等への対策強化

主要課題<第4>
あらゆる分野における男女共同参画の推進

4-1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進★

4-2 ともに助け合う地域づくりの推進

4-3 困難を抱える男女への支援

※施策の方向 2-1・2-2・2-3、4-1 を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。（★のか所）

※施策の方向 3-1・3-2 を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。（◎のか所）



計画の展開

主要課題<第1>男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進

◆取組方針◆

市民に対し男女共同参画に関する啓発や学習機会の提供を行うことで、あらゆる世代に男女共同参画の理解を広げ、男女平等や人権尊重の意識を育てます。

また、男女がお互いの身体の違いを理解し、主体的に妊娠や出産等を選択していけるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及に向けて取り組めます。

取組のここに注目

ここ数年、インターネット等の普及による情報化社会の発展は目覚ましく、子どものうちから、外部の情報に触れる機会が増えました。数多くの情報の中には、間違っただけの情報や適切でない表現もあります。こうしたことから、人権尊重や男女平等の視点をもって、メディアによる様々な情報を判断し、的確な選択や活用ができるよう、メディアリテラシーの普及・啓発を推進するため、「メディアリテラシーの普及・啓発」を取組としています。

施策の方向		施策		具体的な取組
1-1	男女平等意識の推進	(1)	男女共同参画に関する広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画情報誌の発行 メディアリテラシーの普及・啓発 男女共同参画セミナーの実施
		(2)	男女共同参画に関する情報収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する資料・函書の収集と提供 市民意識調査の実施と公開
		(3)	多文化共生に向けての男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 国際理解のための学習機会の提供 多文化共生講座の実施
1-2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(1)	学校教育・幼児教育における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育プログラムに基づいた男女平等の視点からの指導 男女共同参画啓発用ガイドブックの作成と配布
		(2)	男女共同参画に関する社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の母親の学習機会の提供
1-3	生涯にわたる健康づくりの推進	(1)	母性保護と母子保健の推進（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）	<ul style="list-style-type: none"> パパママクラス（出産予定の父親・母親のための講座）の実施 性教育の手引き（東京都教育委員会）に基づいた性教育の指導
		(2)	心身の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育・健康相談の実施 女性向けスポーツ教室の実施

◆数値目標◆

項目	目標値（令和8年度）
市民意識調査における「男女共同参画情報誌『あなたとわたし』」の認知度	25%
男女共同参画セミナー参加者数	50人
市民意識調査において、「社会全体として男女が平等である」と感じる割合	15%
小・中学校における「人権教育プログラム」の活用状況	100%

主要課題<第2>ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

◆取組方針◆

家庭と仕事の両立の実現に向けた啓発事業に加え、育児や介護に携わる市民の負担軽減に向けたサービスを実施します。事業者に対しては、啓発を行うとともに男女共同参画の視点を取り入れた公共調達を実施し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備を働きかけていきます。

取組のここに注目

出産後も働きたいという女性が増加したことにより、更なるワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。これは、市民のみならず、事業者への働きかけも必要であり、子育てや介護などをしながら、働き続けられる環境の整備が望まれます。その一環として、「男女共同参画の視点から見た公共調達」を取組としています。これは、市の公共調達の際に、男女共同参画に関する項目を導入し入札加点とするもので、男女共同参画を積極的に推進する事業者の拡大に努めます。

施策の方向		施策	具体的な取組
2-1	家庭と仕事の両立支援の推進	(1) 家庭と仕事の両立に対する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・情報誌やホームページ等による、ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供 ・男女共同参画の視点から見た公共調達
		(2) 子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育、病後児保育の実施 ・一時預かりの実施 ・子育て関連事業の実施
		(3) 介護支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・配食サービスの実施
		(4) 適切な情報提供の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の場での人権教育
2-2	多様な働き方への支援	(1) 女性の自己啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の自己啓発につながる講座の実施
		(2) 女性の就業・再就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の就業支援に関する資料の提供および就業セミナーの周知
		(3) 就労に関する情報収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク等と連携した就職面談会および就職セミナーの実施
2-3	家庭における男女共同参画の推進	(1) 家事・育児・介護への男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス関連講座の実施 ・家族介護者教室等の開催

◆数値目標◆

項目	目標値(令和8年度)
低年齢児保育(0~2歳児)の定員数	585人
学童クラブ待機児数	0人
市民意識調査において、「職場で男女が平等である」と感じる割合	25%
市民意識調査において、「家庭生活で男女が平等である」と感じる割合	32%



主要課題<第3>あらゆる暴力の根絶

◆取組方針◆

市民に向けてDVやデートDVに関する啓発活動や情報提供を実施し、市民一人ひとりの暴力に対する正しい知識を醸成します。また、暴力に関する相談体制を整え、相談窓口の周知に努めるとともに、被害者が確実に守られるよう支援体制の確立に向けて取り組みます。

さらに、ハラスメント防止のための研修を実施します。虐待については各関連機関と連携を図りながら対応し、早期発見と適切な対処に努めます。

取組のここに注目

市民意識調査によると、DV被害を受けた際に相談したかについては、男女ともに「だれ（どこ）にも相談しなかった」が半数近くに上り、最も高くなっているため、いかに相談につながられるかがポイントとも言えます。特に、これからの社会を形成していく若い世代への啓発は重要です。啓発用の子ども向けガイドブックや新成人への啓発チラシ等を通し、暴力の防止と被害者の支援の充実に向け、市民に正しい知識を啓発していくことを取組としています。

施策の方向		施策		具体的な取組
3-1	あらゆる暴力に関する未然防止策の推進	(1)	DV・デートDVに関する正しい知識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページ、情報誌などによる啓発 ・新成人へ向けてのデートDVの周知と啓発 ・人権に関する研修の実施や情報の提供
3-2	被害者を支援する仕組みの強化	(1)	相談体制の強化と周知	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の展示等での周知 ・女性悩みごと相談窓口の実施
		(2)	被害者の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関と連携した相談等の支援 ・被害者保護による住民票等の交付請求の拒否
3-3	虐待、ストーカー、セクハラ等への対策強化	(1)	早期発見のための取組と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止研修の実施 ・高齢者、児童、障害者への虐待防止のための取組

◆数値目標◆

項目	目標値（令和8年度）
市民意識調査において、配偶者や交際相手等から暴力を受けた際「だれ（どこ）にも相談しなかった」割合	35%以下
市民意識調査における「女性悩みごと相談」の認知度	27%



主要課題<第4>あらゆる分野における男女共同参画の推進

◆取組方針◆

審議会等への女性委員の登用を促進するとともに、庁内において男女共同参画を推進し、男女が平等な市政運営に向けて環境を整えます。

地域の中で男女が平等に参画できるよう地域活動を推進するほか、多様な視点を取り入れた災害対策を推進します。複合的な困難を抱えやすい人たちを対象として、相談支援や意思疎通の支援等、多様性に配慮した支援に取り組みます。

取組のここに注目

社会は多くの人たちによって構成され、国籍や肌の色、言語、性別、性的指向など、多様な背景を持つ人々も存在しています。本市は外国人の方も多く住んでいますが、市での手続きなどで戸惑ったり、意思疎通を困難に感じたりすることがあります。その解消の一環として、タブレット型テレビ電話を使用した「テレビ電話多言語通訳サービス」や「日本語通訳者派遣事業」、AIチャットボットやAIスピーカーを活用した「他言語AI等活用事業」などを行うことにより、利用しやすい行政を目指しています。

また、情報誌や講座などを通し、性的少数者の方をはじめとする多様な方々への理解を今後についても引き続き啓発を行い、あらゆる人々の人権が配慮され、誰もが住みやすいまちを目指します。

施策の方向		施策		具体的な取組
4-1	政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	(1)	政策・方針決定の場への男女の意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> 審議会、委員会等への女性の登用の促進 女性委員割合の目標値の周知
		(2)	女性リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> 能力開発や意識向上につながる講座の実施 様々な場における女性の参画機会の提供
		(3)	庁内における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 女性職員比率の向上 男女共同参画研修への職員の派遣
4-2	ともに助け合う地域づくりの推進	(1)	地域活動への男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 広報での市民活動情報の紹介 青少年に関する活動の検討
		(2)	地域防災への男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営における、女性の参画の推奨
4-3	困難を抱える男女への支援	(1)	ひとり親家庭や性的少数者、外国人等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭や性的少数者に配慮した取組 通訳サービス等を利用した外国人住民への支援
		(2)	多様性の尊重	<ul style="list-style-type: none"> 情報誌やホームページ、展示等の様々な機会を通じた、多様性への理解の促進

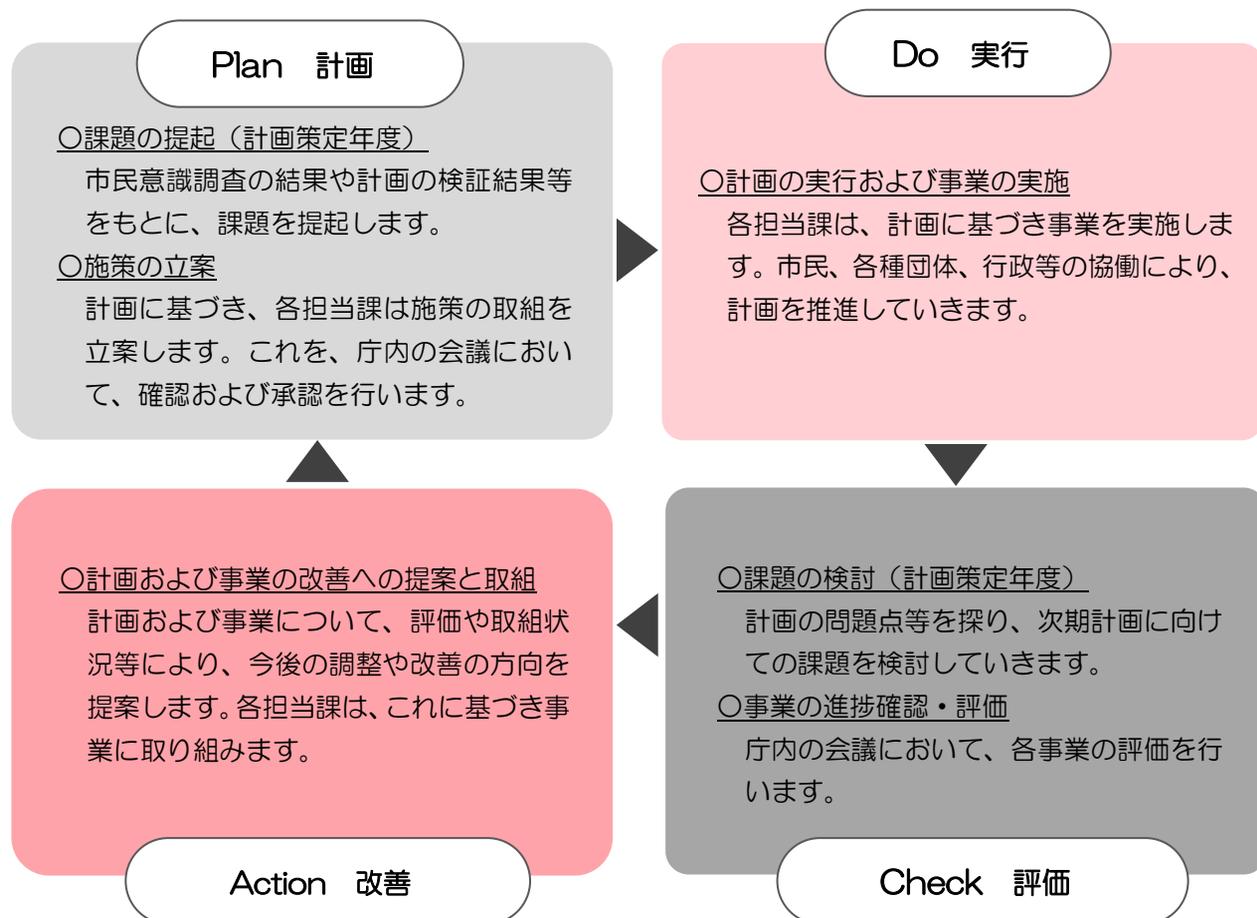
◆数値目標◆

項目	目標値（令和8年度）
審議会等における女性委員の割合	35%
市職員における女性の割合	40%
市民意識調査において、「政治について男女が平等である」と感じる割合	14%
市民意識調査において、「自治会やNPO等の地域活動の場で男女が平等である」と感じる割合	30%

計画の推進体制

本計画に位置付けた施策の効果的な実施に向けて、庁内外の組織や各課の職員が連携しながら事業を推進する体制を確立します。

計画の実効性の確保に向けて、PDCA（Plan Do Check Action）の視点に基づく進捗管理を行い、目標の達成状況や現状を毎年度把握します。庁内の施策の計画的な実施に当たっては、計画年度3年間の「福生市男女共同参画実施計画」を策定し、毎年度見直しを行います。



◆各団体や各機関との連携について◆

男女共同参画社会の実現に向けて、市民・市民団体・事業所等と連携して施策を推進していくことが重要です。市民が男女共同参画事業の担い手となる機会をつくり出すことで、市民と行政が一体となって計画を推進します。

また、男女共同参画の事業の実施に当たっては、本市だけでの解決が困難な課題も存在するため、必要に応じて国・東京都・関係機関と連携して対応します。

その他、他の区市町村や企業等の取組についても情報収集を行い、本市の取組の参考とします。

相談窓口

●国の相談窓口●

◆DV相談ナビ（電話）#8008

配偶者や恋人からの暴力に悩んでいるけれど、相談先がわからない方のために、全国共通の電話番号（#8008）から最寄りの相談機関の窓口を案内するサービスです。

※相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。

◆DV相談+（プラス）（電話）0120-279-889（24時間受付）

配偶者やパートナーから受けている様々な暴力について専門の相談員と一緒に考えます。メール相談（24時間受付）、チャット相談（12：00～22：00受付）も行っています。

※チャット相談は10か国語で対応

●東京都の相談窓口●

■東京ウィメンズプラザ

◆一般相談（電話）03-5467-2455 ※平日9：00～21：00（年末年始を除く）

DV、デートDV、セクシュアルハラスメント、夫婦や親子の問題、生き方や職場の人間関係など、様々な悩み相談に応じます。

◆男性のための悩み相談（電話）03-3400-5313

月曜日・水曜日 17：00～20：00（祝日・年末年始を除く）

土曜日 14：00～17：00（祝日・年末年始を除く）

男性の抱える様々な悩みに男性相談専門の相談員が対応します。

●福生市の相談窓口●

◆女性悩みごと相談

自分自身の生き方に関すること、家族関係や職場の人間関係、夫や恋人からの暴力など、女性が抱える様々な悩みごとの相談に応じます。福生市、羽村市にお住まいの女性なら、どちらの市でも相談を受けられます。

＜福生市＞（申込み）秘書広報課広報広聴係（電話）042-551-1529（直通・要予約）

（相談日）毎月第2・4水曜日9：00～13：00

＜羽村市＞（申込み）広報広聴課市民相談係（電話）042-555-1111（内線541・要予約）

（相談日）毎月第1・3・5水曜日13：30～16：30

福生市男女共同参画行動計画（第6期）・概要版

発行年月 令和3年3月

発行 福生市 生活環境部 協働推進課
協働推進・男女平等推進担当

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

Tel 042-551-1590 Fax 042-553-7500